

富山市屋外広告業登録制度の手引き

富 山 市

目 次

1	登録制度の導入	1	ページ
2	屋外広告業	1	
3	登録手続の概要	1	
4	登録の流れ(フロー図)	2	
	(1) (新規・更新) 登録の申請	3	
	(2) 業務主任者	4	
	(3) 登録の拒否要件	5	
	(4) 登録の実施・通知	6	
	(5) 標識の掲示	6	
	(6) 帳簿の備付け	6	
	(7) 登録事項の変更の届出	7	
	(8) 廃業又は廃止の届出	8	
	(9) 登録の失効及び抹消	8	
5	登録の取消し又は営業の停止	9	
6	屋外広告業者登録簿・ 屋外広告業者監督処分簿の閲覧	10	
7	指導、助言及び勧告	10	
8	報告徴収及び立入検査等	10	
9	罰則 (業登録に伴うもの)	11	
10	記載要領	12~13	

記入例

・登録申請書類(法人の場合)	14~17
・登録申請書類(個人の場合)	18~21
・登録事項変更届出書	22
・廃業等届出書	23

様式集	24~31
-----	-------

1 登録制度の導入

屋外広告物法（以下「法」という。）の改正（景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）平成16年12月17日施行）により、屋外広告業の届出制が登録制に改められました。

法が登録制を導入した趣旨は、近年、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことができるようにすること等により不良業者の排除と良質な業者の育成を図るとともに、屋外広告業者の実態をよりの確に把握し、その指導・育成を図るためです。

本市では、この法改正の趣旨に則り、平成18年4月1日から屋外広告業の登録制度を導入しました。

これにより、富山市屋外広告物条例が適用される市内で屋外広告業を営むためには、事前に富山市の登録を受けることが必要となります。

既に、届出をしている業者の方も、登録しなければ、市内で屋外広告業を営むことができなくなります。

2 屋外広告業

「屋外広告業とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。」（法第2条第2項）と定められており、広告物の広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置（以下「広告物の設置等」という。）に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。元請け、下請けといった立場の如何は問いません。広告物の表示等に関する工事を業として請け負わない広告代理業や単に広告物の印刷、製作等を行うだけで現実には、広告物の表示等を行わないものは、屋外広告業に該当しないとされています。

3 登録手続の概要

市内において、屋外広告業者が営業活動を行おうとする場合、当該区域内に営業所を有しているかどうかにかかわらず、登録が必要です。

営業範囲	富山市の全域	富山市以外の富山県内
登録先	富山市へ登録 ◎富山市への業登録関係書類の提出先 （問い合わせ先） 富山市 活力都市創造部 景観政策課 屋外広告物係 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 TEL 076-443-2109（直通） FAX 076-443-2190	富山県へ登録 ◎富山県への業登録関係書類の提出先 （問い合わせ先） 富山県 土木部 建築住宅課 管理係 TEL 076-444-3355（直通）
	富山市を含む県内全域で営業する場合には、富山市及び富山県の両方へ登録	

(1) (新規・更新) 登録の申請

登録を受けようとする場合は、次の登録事項を記載した屋外広告業登録申請書（様式第 17 号）に必要な書類を添えて申請してください。

[登録事項]

- ・商号、氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・営業所の名称及び所在地
- ・法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名
- ・未成年者の場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- ・営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

①申請に必要な書類

登録申請に必要な書類は以下の一覧のとおりです。申請者の区分によって、必要な書類に違いがありますのでご注意ください。

屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類一覧

項目	書類の種類	申請者の区分			様式	備考	
		法人	個人	未成年者			
申請書	屋外広告業登録申請書	○	○	○	17号		
添付書類	誓約書 (申請者)	○	○	○	18号	・条例第30条の4第1項各号に掲げる登録拒否要件に該当していないことを誓約する書類	
	登記事項証明書	○	—	(○)	—	・登録申請者及び法定代理人が法人の場合に必要な	
	住民票の写し又はこれに代わる書類	申請者	—	○	○	—	・登録申請者及び法定代理人が法人の場合には、役員全員について必要
		法定代理人	—	—	○		
		役員	○	—	(○)		
		業務主任者	○	○	○		
	略歴書	申請者	—	○	○	19号	・登録申請者及び法定代理人が法人の場合には、役員全員について必要
		法定代理人	—	—	○		
		役員	○	—	(○)		
		業務主任者の資格を証する書類	○	○	○	—	・屋外広告士（登録試験機関）の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許証、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書の写し

②登録申請手数料

新規登録申請又は更新登録申請の際には、いずれも 10,000 円の登録手数料を納めなければなりません。富山市が発行する指定の納付書で納めてください。

③登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。有効期間の満了後も、引き続き屋外広告業を営む場合は、有効期間満了日の30日前までに更新登録申請をしてください。

(2)業務主任者

①業務主任者の選任

営業所ごとに、次の要件のいずれかに該当する者を業務主任者として選任しなければなりません。

「営業所」とは、広告物の設置等に関し常時請負契約を締結するなど営業の中心的場所となる事務所をいい、単なる作業所、連絡事務所等はこれに該当しません。

「営業所ごとに、、、選任」とは、その業務主任者が、屋外広告業者と継続的な雇用関係を有し、通常の勤務時間中はその営業所の業務に随時従事し得るものでなければなりません。

②業務主任者の要件

要 件	
1	都道府県、指定都市、中核市の行う講習会(※)の修了者
2	登録試験機関の試験に合格した者 ⇒屋外広告士
3	職業能力開発促進法の ・ 準則訓練（公共職業訓練及び認定職業訓練）修了者（広告美術科） ・ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科） ・ 技能検定合格者（広告美術仕上げ）
4	市長が、同等以上の知識を有する者として認定したもの ・ 営業所において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の責任者として、5年以上の経験があること。 ・ 過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反していないこと。

※富山市は、毎年1回、富山県と共催により講習会を開催しています。

日程等、詳細は富山市公式ウェブサイト等でご確認ください。

③業務主任者の業務

業務主任者は、次の業務の総括に関すること等を行わなければなりません。

- ア. 条例その他広告物の表示等に関する法令の規定の遵守に関すること。
- イ. 広告物の表示等に関する工事の適正な施工その他広告物の表示等に係る安全の確保に関すること。
- ウ. 営業所に備える帳簿の記載に関すること。
 - ※帳簿については、「⑥帳簿の備付け (P.6)」を参照してください。
- エ. 業務の適正な実施の確保に関すること。

(3)登録の拒否要件

①拒否の要件

登録申請者が次のいずれかに該当する場合、その登録を拒否します。

- ア. 申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
 - イ. 屋外広告業の登録を取消された日から、2年を経過していない者
 - ウ. 屋外広告業の登録を取消された法人において、処分日前30日以内にその役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
 - エ. 屋外広告業の営業停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
 - オ. 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - ※「法に基づく条例」とは、本市の条例に限らず、他都道府県市条例も含まれる。
 - カ. 未成年者の場合で、法定代理人が上記イ～オのいずれかに該当するとき
 - キ. 法人の場合で、役員の中に、上記イ～オのいずれかに該当する者がいるとき
 - ク. 営業所ごとに業務主任者を選任していないとき

②拒否の通知

登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録申請者に通知します。

(4)登録の実施・通知

①登録の実施

登録を拒否しないときは、登録事項、登録年月日、登録番号を屋外広告業者登録簿（様式第 20 号）に記載し、登録します。

②登録の通知

登録したときは、遅滞なく、屋外広告業者登録証（様式第 21 号）を当該登録申請者に交付します。

(5)標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに見やすい場所に標識「屋外広告業者登録票（様式第 28 号）」を掲示しなければなりません。

[登録票の記載事項]

- ・ 商号、氏名又は名称
- ・ 法人の場合は、代表者の氏名
- ・ 登録番号
- ・ 登録年月日
- ・ 営業所の名称
- ・ 業務主任者の氏名

(6)帳簿の備付け

屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿（様式第 29 号）を備えなければなりません。

帳簿は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後 5 年間営業所ごとに保存しなければなりません。

[帳簿の記載事項]

- ・ 注文者の氏名及び住所
(注文者が法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・ 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- ・ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- ・ 表示又は設置の年月日
- ・ 請負金額

※ 広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成すること。

(7)登録事項の変更の届出

登録を受けた後に、登録事項に変更があった場合は、その日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届出書（様式第22号）に必要な書類を添えて届けてください。

[登録事項]

- ・商号、氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・営業所の名称及び所在地
- ・法人の場合は、その役員の氏名
- ・未成年者の場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- ・営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

①変更の届出に必要な書類

変更の届出に必要な書類は以下の一覧のとおりです。変更する事項においてそれぞれ書類に違いがあります。

変更事項別提出書類一覧				
変更事項	変更届出者の区分			様式
	法人	個人	未成年者	
①商号・氏名・住所 [法人の場合] 名称、代表者の氏名、 主たる事務所の所在地	①登記事項証明書	①住民票の写し		
②営業所の名称・所在地 〔商業登記の変更を必要とする場合のみ〕	①登記事項証明書	— 〔※注 個人であっても、商号の登記（商業登記法27条～）で営業所も登記事項とされているが、そもそも登録申請のときに個人の登記簿謄本を求めていることから、変更でも必要ないものとする。〕		
③[法人の場合] 役員の氏名	①誓約書（届出者が誓約） ②登記事項証明書 ③役員の住民票の写し ④役員の略歴書	—		18号 19号
④[未成年者の場合] 法定代理人の氏名・住所（法人である場合は、名称、主たる事務所の所在地及びその役員の氏名）	—	—	①誓約書（届出者が誓約） ②法定代理人の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し） ③法定代理人の略歴書（法人の場合は役員の略歴書）	18号 19号
⑤業務主任者の氏名・所属営業所の名称	① 業務主任者の住民票の写し ② 業務主任者の資格を証する書類（講習会修了証書等の写し）			

(8) 廃業又は廃止の届出

登録を受けた後に、次のいずれかに該当することとなった場合は、その区分にしたがい定める者が30日以内に屋外広告業廃業等届出書（様式第23号）により届け出てください。

廃業又は廃止の届出を行わなければならない場合	届出を行う者
(1) 個人が死亡した場合	相続人
(2) 法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人
(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	清算人
(5) 市内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人 屋外広告業者であった法人を代表する役員

※「(1)個人が死亡した場合」で相続人が継続して屋外広告業を営もうとする場合は、新たに登録を受けることが必要

(9) 登録の失効及び抹消

① 登録の失効

次の場合には、登録の効力はなくなります。

- ア. 更新を受けずに、5年経過した場合
- イ. 廃業又は廃止した場合（廃業等の届出の有無にかかわらず）
 - ・個人が死亡した場合
 - ・法人が合併により消滅した場合
 - ・法人が破産手続開始の決定により解散した場合
 - ・法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
 - ・市内において屋外広告業を廃止した場合

② 登録の抹消

登録がその効力を失ったとき（前述(1)の場合）、又は登録を取り消したとき（次頁の場合）は、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消します。

5 登録の取消し又は営業の停止

(1)取消し又は営業停止事由

屋外広告業者が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア. 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき

イ. 屋外広告業の登録を取消された法人において、処分日前30日以内にその役員であり、かつ、その処分日から2年を経過していない者となるに至ったとき

ウ. 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者となるに至ったとき

※「法に基づく条例」とは、本市の条例に限らず、他都道府縣市条例も含まれる。

エ. 未成年者の場合で、法定代理人が以下に該当するに至ったとき

(i)登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない

(ii)屋外広告業の登録を取消された法人において、処分日前30日以内にその役員であり、かつ、その処分日から2年を経過しない

(iii)営業停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない

(iv)法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない

オ. 法人の場合で、役員がエの(i)~(iv)までのいずれかに該当するに至ったとき

カ. 営業所ごとに業務主任者を選任していない状況に至ったとき

キ. 登録の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出をしたとき

ク. 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

(2)通知、監督処分簿登載

登録の取消し、営業の停止を命じたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該屋外広告業者に通知するとともに、屋外広告業者監督処分簿（様式第30号）に当該処分の年月日及び内容等を登載します。

[屋外広告業者監督処分簿の記載事項]

- ・ 処分を受けた屋外広告業者の商号、氏名及び住所（法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに登録番号
- ・ 処分を受けた屋外広告業者の営業所の名称及び所在地
- ・ 処分の根拠となった条例の条項
- ・ 処分の原因となった事実
- ・ その他参考となる事項

6 屋外広告業者登録簿・屋外広告業者監督処分簿の閲覧

屋外広告業者登録簿・屋外広告業者監督処分簿を、富山市活力都市創造部景観政策課内で閲覧することができます。

(1) 閲覧

閲覧できる日は、開庁日です。

閲覧できる時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、登録簿の整理等必要があるときは、臨時に休日を設け、閲覧時間を短縮することがあります。

(2) 閲覧者の遵守事項

- ・ 閲覧者は、係員が指定する場所で閲覧し、登録簿・監督処分簿を閲覧所の外に持ち出さないこと。
- ・ 閲覧者は、係員の指示に従い閲覧し、登録簿・監督処分簿の損傷、汚損、加筆等の行為をしないこと。
- ・ 閲覧者は、登録簿・監督処分簿の閲覧を終えたときは、係員にこれを返還し、その検査を受けること。
- ・ 閲覧者は、閲覧所において他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

なお、この遵守事項に違反したときは、閲覧を停止、又は禁止することがあります。

7 指導、助言及び勧告

富山市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことがあります。

8 報告徴収及び立入検査等

屋外広告業者に対し、屋外広告物条例の施行に必要な限度において、その営業について、報告の要求又は立入検査等を行うことがあります。

9 罰則（業登録に伴うもの）

違反行為	罰則内容
登録を受けずに屋外広告業を営んだ者	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
不正の手段によって登録(登録の更新)を受けた者	
営業の停止の命令に違反した者	
変更届出をせず、又は虚偽の変更届出をした者 業務主任者を選任しなかった者	30万円以下の罰金
報告をせず、検査を拒み、質問に答弁しなかった等の者	20万円以下の罰金
廃業又は廃止の届出をしなかった者 標識を掲げない者 帳簿を備えない等の者	5万円以下の過料

10 記載要領

(1)屋外広告業登録申請書（様式第17号）

(表)

①「申請者」欄

・申請者が法人の場合

主たる事務所（本社、本店等）の所在地、法人の名称、代表者の役職名及び氏名、電話番号を記入してください。

・申請者が個人の場合

申請者本人の住所、氏名及び電話番号を記入してください。

なお、「住所」は、個人の住民票上の住所を記入してください。営業所の所在地ではありません。

②「登録の種類」欄

該当するものを○印で囲んでください。

③「登録番号」「登録年月日」欄

新規申請の場合、何も記入しないでください。

更新申請の場合、更新前の登録番号と登録年月日を記入してください。

④「法人・個人の別」欄

該当するものを○印で囲んでください。

⑤「富山市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名」欄

営業所の名称（個人の場合は商号）、所在地（郵便番号、電話番号も併せて記入願います。）、業務主任者の氏名を記入してください。

営業所が2以上ある場合は、欄内に適宜補助線を引いて記入してください。書ききれない場合は、任意の別紙に記入のうえ添付してください。

(裏)

⑥「法人である場合の役員の職及び氏名」欄

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者に該当する役員全員の職、氏名を記入し、氏名にはひらがなでふりがなをふってください。

欄内に適宜補助線を引いて、職と氏名が対応するように記入してください。多数の役員がおり書ききれない場合は任意の別紙に記入のうえ添付してください。

⑦「未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」欄

法定代理人の氏名にひらがなでふりがなをふり、生年月日、住所、郵便番号、電話番号を記入してください。法人にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記入してください。

⑧「法定代理人が法人である場合の役員の職及び氏名」欄

上記⑥を参照してください。

⑨「他の地方公共団体における屋外広告業の登録年月日及び登録番号」欄

地方公共団体名は、申請時に登録がある全ての都道府県、政令市、中核市の名称を記入してください。登録年月日、登録番号も記入してください。欄内に適宜補助線を引いて、記入してください。多数の団体に登録があり、書ききれない場合は任意の別紙に記入のうえ添付してください。

(2)誓約書（様式第18号）

法人の場合は、代表者が、代表者である本人を含めた全ての役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員を含む。）が、個人の場合は、本人が、登録拒否要件に該当していないことを誓約するものです。

①「申請者」欄

法人の場合は、主たる事務所（本社、本店等）の所在地、名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

個人の場合は、住所、氏名を記入してください。

なお、「住所」は、個人の住民票上の住所を記入してください。営業所の所在地ではありません。

(3)略歴書（様式第19号）

法人の場合は、法人の役員全員の略歴書が必要です。

個人の場合は、本人の略歴書が必要であり、申請者が未成年者である場合は、本人及び法定代理人（法人の場合には役員全員）の略歴書も必要になります。

①「住所」、「氏名」、「生年月日」欄

それぞれ略歴を記そうとする方について記入してください。

②「略歴」欄

現在に至るまでの職務又は業務内容を記入してください。

③「賞罰」欄

屋外広告業に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入してください。該当する賞罰がない場合には「なし」と記入してください。

(4)屋外広告業登録事項変更届出書（様式第22号）

①「変更事項」欄

該当するものを○印で囲んでください。

②「変更前」、「変更後」欄

変更部分がわかるように対比して記入してください。

③「変更年月日」欄

変更があった年月日を記入してください。

(5)屋外広告業廃業等届出書（様式第23号）

①「届出者」欄

廃業等の理由に応じ、定められた届出者のものを記入してください。

②「届出の理由」欄

該当するものを○印で囲んでください。

③「届出の理由が生じた日」欄

廃業等の年月日を記入してください。

④「届出者と屋外広告業者であったものとの関係」欄

該当するものを○印で囲んでください。

記入例（申請者が法人の場合）

様式第17号(第19条関係)

(表)

屋外広告業登録申請書				
				〇〇年〇〇月〇〇日
(宛先)富山市長				
住所 〇〇市〇〇町〇〇番地				
申請者氏名 〇〇株式会社 代表取締役 立山 一郎				
電話番号 (△△△) △△△-△△△△				
〔法人にあっては主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名〕				
富山市屋外広告物条例第30条第1項又は第3項の規定により屋外広告業者の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。				
※該当するものに○				
登録の種類	1 新規	※登録番号	富山市屋外広告業登録第 〇〇〇〇 号	
	2 更新	※登録年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
法人・個人の別		① 法人 2 個人		
ふりがな 商号、氏名 及び生年月日		○ ○ かぶしきがいしゃ ○ ○ 株式会社 たてやま いちろう 代表取締役 立山 一郎 生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日		※更新登録申請の場合は、更新前の登録番号と登録年月日を記入
住所		郵便番号(△△△-△△△△) 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (△△△) △△△-△△△△		
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕				
富山市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号	業務主任者の氏名
	A本店	〒△△△-△△△△ 富山市△△町△丁目△番△号	△△△-△△△-△△△△	富山 花子
B支店	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	高岡 太郎	

※講習会修了者、屋外広告士など有資格者の氏名

(裏)

法人である場合の役員の職及び氏名	職	ふりがな 氏 名	
	代表取締役	たてやま いちろう 立山 一郎	
	取締役	とやま はなこ 富山 花子	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな 氏 名 (法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名)	生年月日 年 月 日	
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所所在地)	郵便番号()	
		電話番号()	
法定代理人が法人である場合の役員の職及び氏名	職	ふりがな 氏 名	
他の地方公共団体における屋外広告業の登録年月日及び登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	△△県 〇〇市	△△年△△月△△日 〇〇年〇〇月〇〇日	第△△号 第〇〇号

備考

- 1 「登録の種類」及び「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 ※印の欄は、新規登録の場合には、記入しないこと。

※他の地方公共団体に登録がある場合記入してください。
(必須事項ではありません)

記入例（申請者が法人の場合）

様式第 18 号(第 19 条、第 22 条関係)

誓 約 書

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先) 富山市長

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合はその役員を含む。)は、富山市屋外広告物条例第 30 条の 4 各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
申請者
氏名 〇〇株式会社

代表取締役 立山 一郎

(法人にあっては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名)

記入例（申請者が法人の場合）

様式第19号(第19条関係)

略歴書

住 所	郵便番号(〇〇〇—〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号		
	電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇		
ふりがな 氏 名	たてやま いちろう 立 山 一 郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
略 歴	期 間 年月日～年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容	
	〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日	〇〇株式会社に入社 営業に従事	
	〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日	△△株式会社に入社 営業に従事	
	〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日	同社 営業部長に就任	
〇年〇月〇日 ～現在	同社 取締役役に就任		屋外広告物関係の 経歴を記入します。 (学歴、住所歴等は 必要ありません)
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞 罰	なし		
上記のとおり相違ありません。 〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 立 山 一 郎			

備考 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

記入例（申請者が個人の場合）

様式第17号(第19条関係)

(表)

※住民票上の住所を記入

屋外広告業登録申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)富山市長

住所 富山市△△町△丁目△番△号

申請者氏名 富山 太郎

電話番号 (△△△) △△△-△△△△

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

富山市屋外広告物条例第30条第1項又は第3項の規定により屋外広告業者の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※該当するものに○

登録の種類	1 新規	※登録番号	富山市屋外広告業登録第 △△△△ 号		
	2 更新	※登録年月日	△△年△△月△△日		
法人・個人の別	1 法人 2 個人				
ふりがな 商号、氏名 及び生年月日	とやまさいんこうぼう 富山サイン工房		※更新登録申請の場合は、更新前の 登録番号と登録年月日を記入		
〔 法人にあつては、商 号又は名称、代表者 の氏名及び生年月日 〕	とやま たろう 富山 太郎		生年月日 △△年△△月△△日		
住所	郵便番号(△△△-△△△△)		※住民票上の住所を記入		
〔 法人にあつては、主た る事務所の所在地 〕	富山市△△町△丁目△番△号		電話番号 (△△△) △△△-△△△△		
富山市の区域 内において営 業を行う営業 所の名称及び 所在地並びに 業務主任者の 氏名	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号	業務主任者の氏名	
	富山サイン 工房	〒〇〇〇-〇〇〇〇 富山市〇〇町〇丁目〇番〇号	〇〇〇- 〇〇〇- 〇〇〇〇	富山 太郎	

※実際に営業を行う営業所の住所を記入

※講習会修了者、屋外広告士など有資格者の氏名

(裏)

法人である場合の役員の職及び氏名	職		ふりがな 氏 名	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな 氏 名 (法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名)	生年月日 年 月 日		
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号(—)	電話番号() —	
法定代理人が法人である場合の役員の職及び氏名	職		ふりがな 氏 名	
他の地方公共団体における屋外広告業の登録年月日及び登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号	
	△△県 〇〇市	△△年△△月△△日 〇〇年〇〇月〇〇日	第△△号 第〇〇号	

備考

- 1 「登録の種類」及び「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 ※印の欄は、新規登録の場合には、記入しないこと。

※他の地方公共団体に登録がある場合記入してください。
(必須事項ではありません)

※裏面は記載すべき事項が無い場合も提出が必要です。

記入例（申請者が個人の場合）

様式第 18 号(第 19 条、第 22 条関係)

誓 約 書

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先) 富山市長

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合はその役員を含む。)は、富山市屋外広告物条例第 30 条の 4 各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

住所 富山市△△町△丁目△番△号
申請者
氏名 富 山 太 郎

※住民票上の住所を記入

(法人にあっては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名)

記入例（申請者が個人の場合）

様式第19号(第19条関係)

略歴書

住 所	郵便番号(△△△-△△△△) 富山市△△町△丁目△番△号		
	電話番号 (△△△) △△△-△△△△		
ふりがな 氏 名	とやま たろう 富山 太郎	生年月日	△△年△△月△△日
略 歴	期 間 年月日～年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容	
	〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日	□□宣伝社勤務 サイン製作業務従事	
	〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日	株式会社××サインスタジオ勤務 サイン製作・設置業務従事	
	〇年〇月〇日 ～現在	富山サイン工房設立 現在に至る	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	行政処分を受けた場合に記入します。
上記のとおり相違ありません。 〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 富山 太郎			

備考 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

記入例

様式第22号(第22条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)富山市長

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

届出者氏名 〇〇株式会社
代表取締役 立山 一郎

電話番号 (△△△) △△△-△△△△

※法人…本社・本店等の所在地、
法人名称、代表者の
役職・氏名

※個人…本人の住所、氏名

〔法人にあっては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

富山市屋外広告物条例第30条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	富山市屋外広告業登録第 〇〇〇〇 号		
登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		
法人・個人の別	① 法人 2 個人		
ふりがな 商号、氏名 及び生年月日 〔法人にあっては、商号 又は名称、代表者の氏 名及び生年月日〕	〇〇 かぶしきがいしゃ 〇〇 株式会社 たてやま いちろう 代表取締役 立山 一郎 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日		
住所 〔法人にあっては、主た る事務所の所在地〕	郵便番号(△△△-△△△△) 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (△△△) △△△-△△△△		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
① 商号、名称又は氏名 及び住所 〔法人にあっては商号又は 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地〕 2 営業所の名称及び 所在地 ③ 役員の氏名 4 法定代理人の氏名 及び住所 〔法人にあっては商号又は 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地〕	(1) 〒△△△-△△△△ △△市△△町△△番地 TEL △△△-△△△-△△△△ (3) 取締役 富山 花子 取締役 高岡太郎(退任)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 取締役 立山 花子 取締役 神通雪子(就任)	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日
	※該当するものに○		

備考 「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

記入例

様式第23号(第25条関係)

屋外広告業廃業等届出書		〇〇年 〇〇月 〇〇日
(宛先)富山市長		
※法人…本社・本店等の所在地、 法人名称、代表者の 役職・氏名 ※個人…本人の住所、氏名		住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 届出者氏名 〇〇株式会社 代表取締役 立山 一郎 電話番号 (△△△) △△△-△△△△
		(法人にあっては主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名)
富山市屋外広告物条例第30条の7第1項の規定により、次のとおり届出をします。		
登 録 番 号	富山市屋外広告業登録第 〇〇〇〇 号	
登 録 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
法人・個人の別	① 法人 2 個人	
ふりがな 商号及び氏名 (法人にあっては、商 号又は名称及び代表 者の氏名)	○ ○ かぶしきがいしゃ ○ ○ 株式会社 たてやま いちろう 代表取締役 立山 一郎	
住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	郵便番号(△△△-△△△△) 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (△△△) △△△-△△△△	
届 出 の 理 由	1 死亡 ② 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解散 5 廃止	
届出の理由が生じた日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
届出者と屋外広告業者 であった者との関係	1 相続人 ② 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人	

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「届出者と屋外広告業者であった者との関係」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式集

- ①屋外広告業登録申請書（様式第17号）
- ②誓約書（様式第18号）
- ③略歴書（様式第19号）
- ④屋外広告業登録事項変更届出書（様式第22号）
- ⑤屋外広告業廃業等届出書（様式第23号）
- ⑥屋外広告業者登録票（様式第28号）
- ⑦帳簿（様式第29号）

様式①～⑤は富山市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。
以下のいずれかの方法で様式の掲載ページにアクセスできます。

- ・トップページ > さがす > ページ番号検索「1006697」で検索
- ・トップページ > 市政情報（まちづくり） > 屋外広告物
> 手続きに関すること（富山市屋外広告物条例関係様式）

(表)

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書				
				年 月 日
(宛先)富山市長				
住 所				
申請者 氏 名				
電話番号				
〔 法人にあっては主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名 〕				
富山市屋外広告物条例第30条第1項又は第3項の規定により屋外広告業者の登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。				
登録の種類	1 新規	※登録番号	富山市屋外広告業登録第 号	
	2 更新	※登録年月日	年 月 日	
法人・個人の別		1 法人 2 個人		
ふりがな 商号、氏名 及び生年月日		生年月日 年 月 日		
〔 法人にあっては、商 号又は名称、代表者 の氏名及び生年月日 〕				
住 所		郵便番号(—)		
〔 法人にあっては、主た る事務所の所在地 〕		電話番号() —		
富山市の区域 内において営 業を行う営業 所の名称及び 所在地並びに 業務主任者の 氏名	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号	業務主任者の氏名

(裏)

法人である場合の役員の職及び氏名	職		ふりがな 氏 名	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな 氏 名 (法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名)	生年月日 年 月 日		
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所所在地)	郵便番号(—)	電話番号() —	
法定代理人が法人である場合の役員の職及び氏名	職		ふりがな 氏 名	
他の地方公共団体における屋外広告業の登録年月日及び登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号	

備考

- 1 「登録の種類」及び「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 ※印の欄は、新規登録の場合には、記入しないこと。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 富山市長

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合はその役員を含む。)は、富山市屋外広告物条例第 30 条の 4 各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

住所
申請者
氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名)

略歴書

住 所	郵便番号(—)		
	電話番号 () —		
ふりがな 氏 名		生年月日	
略 歴	期 間 年月日～年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>			

備考 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

様式第22号(第22条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書			
			年 月 日
<p>(宛先)富山市長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">〔 法人にあっては主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>富山市屋外広告物条例第30条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。</p>			
登 録 番 号	富山市屋外広告業登録第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
法人・個人の別	1 法人 2 個人		
ふりがな 商号、氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日		
〔 法人にあっては、商号 又は名称、代表者の氏 名及び生年月日 〕			
住 所	郵便番号(—)		
〔 法人にあっては、主た る事務所の所在地 〕	電話番号() —		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名 及び住所 〔 法人にあっては商号又は 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 〕 2 営業所の名称及び 所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名 及び住所 〔 法人にあっては商号又は 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 〕			

備考 「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第23号(第25条関係)

屋外広告業廃業等届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> (宛先)富山市長 住 所 届出者 氏 名 電話番号 <div style="text-align: right; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> (法人にあっては主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名) </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">富山市屋外広告物条例第30条の7第1項の規定により、次のとおり届出をします。</p>	
登 録 番 号	富山市屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
法人・個人の別	1 法人 2 個人
ふりがな 商号及び氏名 (法人にあっては、商 号又は名称及び代表 者の氏名)	
住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	郵便番号(—) 電話番号() —
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解散 5 廃止
届出の理由が生じた日	
届出者と屋外広告業者 であった者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「届出者と屋外広告業者であった者との関係」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

← 40センチメートル以上 →

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号及び氏名又は名称	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	富山市屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業務主任者の氏名	

→

35センチメートル以上

←

様式第 29 号 (第 32 条関係)

<p>注文者の氏名</p> <p>(注文者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名)</p>				
<p>注文者の住所</p> <p>(注文者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地)</p>	郵便番号 (—)		電話 () —	
<p>広告物の表示又は掲出物件の設置の場所</p>				
<p>表示した広告物又は設置した掲出物件</p>	<p>名称又は種類</p>		<p>数量</p>	
<p>表示又は設置の年月日</p>	<p>年 月 日</p>			
<p>請 負 金 額</p>				

富山市屋外広告業登録制度の手引き

編集・発行

令和8年3月

富山市活力都市創造部景観政策課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2109

※本誌は再生紙を使用しています。